上武大学における公的研究費等の使用に関する行動規範

- 1. 研究者は、公的研究費が国民の税金を財源としていることを深く認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
- 2. 研究者は、公的研究費の使用にあたり、学術振興会が定める法令及び本学が定める規程を遵守しなければならない。
- 3. 研究者は、研究計画に基づき、公的研究費を計画的かつ適切に使用しなければならない。また、事務職員も教員の研究がスムーズにおこなうことができるように適切に事務処理をしなければならない。
- 4. 研究者は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に 防ぐように努めなければならない。
- 5. 研究者は、公的研究費の使用に当たり取引業者との関係において、社会通念上の不適切な行動をしてはならない。
- 6. 研究者は、公的研究費の取扱いに関する研修会に積極的に参加し、定められたルールを理解し遵守しなければならない。